

建築工事積算基準

平成 12 年 4 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

栃木県県土整備部建築課

建築工事積算基準目次

第1章 総則

第1節 一般事項

1.1.1 趣旨 ----- 1

1.1.2 用語の定義 ----- 1

第2節 工事費

1.2.1 工事費 ----- 2

第3節 直接工事費

1.3.1 直接工事費 ----- 2

1.3.2 材料価格及び機器類価格 ----- 2

1.3.3 労務費 ----- 2

1.3.4 機械器具費及び仮設材料費 ----- 2

1.3.5 運搬費 ----- 2

第4節 共通費

1.4.1 共通費 ----- 2

1.4.2 共通費算定の対象外 ----- 2

第2章 共通仮設費

第1節 一般事項

2.1.1 共通仮設費の内容 ----- 3

第2節 共通仮設費の積算

2.2.1 共通仮設費の積算 ----- 3

第3節 共通仮設費算定の特別事項

2.3.1 イメージアップ費用 ----- 5

2.3.2 共通仮設費の対象外工事 ----- 5

2.3.3 「主体構造鉄骨工事」を含む工事 ----- 5

2.3.4 「その他工事」を含む工事 ----- 5

2.3.5 「その他工事」を単独で発注する場合 ----- 5

2.3.6 「高額機器工事」を単独で発注する場合 ----- 5

2.3.7 「単一の専門工事」を単独で発注する場合 ----- 5

第3章 現場管理費

第1節 一般事項

3.1.1 現場管理費の内容 ----- 6

第2節	現場管理費の積算	
3.2.1	現場管理費の積算	7
第3節	現場管理費算定の特別事項	
3.3.1	イメージアップ費用	7
3.3.2	現場管理費の対象外工事	7
3.3.3	「主体構造鉄骨工事」を含む工事	7
3.3.4	「その他工事」を含む工事	7
3.3.5	「その他工事」を単独で発注する場合	7
3.3.6	「高額機器工事」を単独で発注する場合	7
3.3.7	「単一の専門工事」を単独で発注する場合	7

第4章 一般管理費等

第1節	一般事項	
4.1.1	一般管理費等の内容	8
第2節	一般管理費等の積算	
4.2.1	一般管理費等の積算	9
4.2.2	一般管理費等の補正	9
4.2.3	一般管理費等の対象工事	9

第5章 設計変更等

第1節	設計変更	
5.1.1	設計変更の積算	10
5.1.2	設計変更工事の共通仮設費	10
5.1.3	設計変更工事の現場管理費	10
5.1.4	設計変更工事の一般管理費	10
5.1.5	設計変更工事の一般管理費等の補正	10
第2節	分割発注工事	
5.2.1	分割発注工事の共通仮設費	11
5.2.2	分割発注工事の現場管理費	11
5.2.3	分割発注工事の一般管理費等	11
第3節	一括発注工事	
5.3.1	一括発注工事の共通仮設費	11
5.3.2	一括発注工事の現場管理費	11
5.3.3	一括発注工事の一般管理費等	12
第4節	別敷地発注工事	

5.4.1	別敷地発注工事の共通仮設費	12
5.4.2	別敷地発注工事の現場管理費	12
5.4.3	別敷地発注工事の一般管理費等	12

第6章 その他の事項

第1節 数値基準

6.1.1	内訳書計上金額	13
-------	---------	----

第2節 既済部払い

6.2.1	既済部払いの積算	13
-------	----------	----

第3節 工事の一事中止に伴う増加費用等の積算について

6.3.1	増加費用等の積算	13
-------	----------	----

第4節 消費税等相当額

6.4.1	消費税等相当額	14
-------	---------	----

	附則	14
--	----	----

	別表	15
--	----	----

建築工事積算基準

第1章 総則

第1節 一般事項

1. 1. 1 趣旨

この基準は、建築工事積算要領第11の規定により、積算に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、工法、工事規模、内容等が特殊なもので、この基準によることが適当でない場合は適用しない。

1. 1. 2 用語の定義

本基準において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

「国土交通省歩掛り」	「公共建築工事積算基準」に定められた歩掛りをいう
「処分費」	工事排水、建設発生土及び取り壊し発生材の処分先に要する費用をいう
「主体構造鉄骨工事」	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係る鉄骨工事をいう
「一般工事」	通常の建物本体工事をいう
「その他工事」	通常の建物本体工事に含まれない別表-1に示す工事等をいう
「高額機器工事」	電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事をいう
「単一の専門工事」	通常は、建物本体工事に含まれる工事で、専門業者の自主管理により施工される工事をいう
「旧基準」	工事の発注後に、積算基準の改正があった場合、改正前の基準をいう
「増加費用」	「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の方法について」（平成28年3月14日付国官報技第346号）に定められる「増加費用」をいう

第2節 直接工事費

1. 2. 1 直接工事費

直接工事費は、材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定するか、施工単位当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された費用として「国土交通省歩掛り」による「複合単価」、あるいは「市場単価」に施工単位当りの数量を乗じて算定する。

なお、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。

また、工事中に発生する残材に価値があるときは、残材価格に残材数量を乗じた額を差し引くものとする。

1. 2. 2 材料価格及び機器類価格

材料価格及び機器類価格の単価は、原則として起工時の最新の現場渡し価格として、物価資料の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。

1. 2. 3 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基本作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、従事する時間及び条件によって労務単価の割増しを行うことができる。また、山間へき地等の工事について

1. 2. 4 機械器具費及び仮設材費	<p>は、適宜割増しを行うことができる。</p> <p>機械器具費及び仮設材費は、(一社)日本建設機械施工協会の「建設機械等損料表」による。</p> <p>なお、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格を参考とする。</p>
1. 2. 5 運搬費	<p>材料及び機器類の施工場所までの運搬に要する費用は、通常の場合はその価格の中に含まれているが、工場又は工事現場以外での加工を要するものについては仮置場からの費用、仮設材料および仮設のための機械器具についてはその往復に要する費用を「貨物自動車運送事業法」に基づく運賃により必要に応じて積算する。</p>

第3節 共通費

1. 3. 1 共通費	<p>共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分しそれぞれ一式として計上する。</p>
1. 3. 2 共通費算定の対象外	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通費を算定する場合の直接工事費には、本設用の電力、水道等の負担金を含まない。 2 電力、水道等の負担金を工事価格に含める必要がある場合は、独立した工事種目として計上する。

第2章 共通仮設費

第1節 一般事項

2. 1. 1 共通仮設費の内容

共通仮設費の内容は、表1のとおりとする。

表1 共通仮設費の内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

第2節 共通仮設費の算定

2. 2. 1 共通仮設費の算定

1 共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{共通仮設費} = (\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}) + \text{積み上げによる共通の仮設費}$$

2 共通仮設費率は、別表-2から別表-8によるものとする。

3 率による共通仮設費には、建築工事については表2、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事については表3の内容を含んでいる。これに含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより算定して加算する。

表2 共通仮設費率に含む内容（建築工事）

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験、鉄筋の圧接試験、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表 3 共通仮設費率に含む内容（電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事）

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋 外 整 理 清 掃 費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用

第3節 共通仮設費算定の特別事項

- | | | |
|---------|---------------------|---|
| 2. 3. 1 | イメージアップ費用 | 設計図書の特記によるイメージアップ費用のうち、共通仮設費に分類されるものは、積み上げにより算定して共通仮設費に計上する。 |
| 2. 3. 2 | 共通仮設費の対象外工事 | 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費に「処分費」は含まないものとし、これらの費用の共通仮設費を算定しない。 |
| 2. 3. 3 | 「主体構造鉄骨工事」を含む工事 | 建築工事の発注において、「主体構造鉄骨工事」を含む場合は、共通仮設費率の補正を行う。 |
| 2. 3. 4 | 「その他工事」を含む工事 | 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、「一般工事」に「その他工事」を含む場合は、別途共通仮設費を算定する。 |
| 2. 3. 5 | 「その他工事」を単独で発注する場合 | 「その他工事」を単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 |
| 2. 3. 6 | 「高額機器工事」を単独で発注する場合 | 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、「高額機器工事」を単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 |
| 2. 3. 7 | 「単一の専門工事」を単独で発注する場合 | 「単一の専門工事」を専門工事業者に単独で発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。 |

第3章 現場管理費

第1節 一般事項

3. 1. 1 現場管理費の内容

現場管理費の内容は、表4のとおりとする。

表4 現場管理費の内容

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従 業 員 給 料 手 当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施 工 図 等 作 成 費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事用写真代等の費用

通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
そ の 他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

第2節 現場管理費の算定

3. 2. 1 現場管理費の算定

1 現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = (\text{純工事費} \times \text{現場管理費率}) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

2 現場管理費率は、別表-9から別表-15によるものとする。

3 率による現場管理費には、表4に掲げる通常の現場において必要な内容を含んでいる。これに含まれない、設計図書の特記による特殊な現場管理費については、実情に応じて別途積み上げにより算定して加算する。

第3節 現場管理費算定の特別事項

3. 3. 1 イメージアップ費用

設計図書の特記によるイメージアップ費用のうち現場管理費に分類されるものを、積み上げにより算定して現場管理費に加算する。

3. 3. 2 現場管理費の対象外工事

現場管理費率を算定する場合の純工事費に「処分費」は含まないものとし、これらの費用の現場管理費を算定しない。

3. 3. 3 「主体構造鉄骨工事」を含む工事

建築工事の発注において、「主体構造鉄骨工事」を含む場合は、現場管理費率の補正を行う。

3. 3. 4 「その他工事」を含む工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事の発注において、「一般工事」に「その他工事」を含む場合は、別途現場管理費を算定する。

3. 3. 5 「その他工事」を単独で発注する場合

「その他工事」を単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

3. 3. 6 「高額機器工事」を単独で発注する場合

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、「高額機器工事」を単独で発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

3. 3. 7 「単一の専門工事」を発注する場合

「単一の専門工事」を専門工事業者に発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

第4章 一般管理費等

第1節 一般事項

4. 1. 1 一般管理費等の 内容

一般管理費等の内容は、表5及び表6のとおりとする。

表5 一般管理費の内容

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額

開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表6 付加利益等の内容

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（表5の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

第2節 一般管理費等の算定

- | | |
|---------------------|--|
| 4. 2. 1 一般管理費等の算定 | <p>1 一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{一般管理費等} = (\text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}) + \text{積み上げによる一般管理費等}$ <p>2 一般管理費等率は、別表-16から別表-18によるものとする。</p> <p>3 契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> |
| 4. 2. 2 一般管理費等の補正 | <p>1 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、「土木工事標準積算基準書 共通編 第I編総則 第3章一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等 4一般管理費等率の補正 別表第2」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を4. 2. 1の2で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2 契約保証費は一般管理費等に計上するものとし、積算については、「土木工事標準積算基準書 積算参考資料 第I編総則 第2章工事費の積算 2-1-2一般管理費 (1) 契約保証費」及び「土木工事標準積算基準書 共通編 第I編総則 第3章一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等 4一般管理費等率の補正 (1) 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い」によるものとする。</p> |
| 4. 2. 3 一般管理費等の対象工事 | <p>一般管理費等率及び一般管理費等の算定においては、「処分費」を含むものとする。</p> |

第5章 設計変更等

第1節 設計変更

- | | |
|------------------------|--|
| 5. 1. 1 設計変更の積算 | 設計変更の積算については、「土木工事標準積算基準書 共通編 第I編 総則 第13章 ①設計変更の積算」による。 |
| 5. 1. 2 設計変更における共通仮設費 | 設計変更における共通仮設費は、次により算定する。 <ol style="list-style-type: none">1 原則として、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の直接工事費に対する共通仮設費を算定し、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。2 当初積み上げにより算定した共通仮設費は、設計変更においても積み上げによる算定とし、当初率により算定した共通仮設費は、設計変更においても率により算定する。3 設計変更時において、基準の改正があった場合については、当初「旧基準」により算定した共通仮設費は、設計変更においても「旧基準」により算定する。 |
| 5. 1. 3 設計変更における現場管理費 | 設計変更における現場管理費は、次により算定する。 <ol style="list-style-type: none">1 原則として、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の純工事費に対する現場管理費を算定し、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。2 当初積み上げにより算定した現場管理費は、設計変更においても積み上げによる算定とし、当初率により算定した現場管理費は、設計変更においても率により算定する。3 設計変更時において、「旧基準」の改正があった場合については、当初「旧基準」により算定した現場管理費は、設計変更においても「旧基準」により算定する。 |
| 5. 1. 4 設計変更における一般管理費等 | 設計変更における一般管理費等は、次により算定する。 <ol style="list-style-type: none">1 原則として変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の工事原価に対する一般管理費等を算定し、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。2 設計変更における契約保証費の積算については、「土木工事標準積算基準書 積算参考資料 第I編総則 第2章工事費の積算 2-1-2一般管理費 (1) 契約保証費」及び「土木工事標準積算基準書 共通編 第I編総則 第3章一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等 4一般管理費等率の補正 (1) 2) 契約の保障に必要な費用の取扱い」によるものとし、一般管理費等の補正は、原則として行わない。3 設計変更時において、基準の改正があった場合については、当初「旧基準」により算定した一般管理費等は、設計変更においても「旧基準」により算定する。 |

第2節 分割発注工事

- | | |
|----------------------|--|
| 5. 2. 1 分割発注工事の共通仮設費 | 同一敷地内で工事を同じ時期に分割して発注する場合は、発注する工事ごとに独自の工事として共通仮設費を算定する。ただし、積み上げ部分の仮設物等が共用できる場合その部分のみ調整して算定する。 |
| 5. 2. 2 分割発注工事の現場管理費 | 同一敷地内で工事を同じ時期に分割して発注する場合は、発注する工事ごとに独自の工事として現場管理費を算定する。 |

5. 2. 3 分割発注工事
の一般管理費等

同一敷地内で工事を同じ時期に分割して発注する場合は、発注する工事ごとに独自の工事として一般管理費等を算定する。

第3節 一括発注工事

5. 3. 1 一括発注工事
の共通仮設費

- 1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について
共通仮設費の算定は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計により算定する。
ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。
なお、積み上げによる共通仮設費は、原則として、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について
新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率を用い、新営工事と改修工事に区分して算定する。
なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

5. 3. 2 一括発注工事
の現場管理費

- 1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について
現場管理費の算定は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。
ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。
なお、積み上げによる現場管理費は、原則として、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について
新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率を用い、新営工事と改修工事に区分して算定する。
なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

5. 3. 3 一括発注工事
の一般管理費等

- 1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを一括して発注する場合について
一般管理費等は、全ての工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
なお、主たる工事とは発注時の工事種別とする。
- 2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について
一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

第4節 別敷地工事の一括発注

5. 4. 1 別敷地工事の
一括発注におけ

敷地が異なる工事を一括して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率を用い、それぞれの敷地の工事ごとに算定し、その額の合計とする。ただし、仮設物が共用

る共通仮設費	<p>できる場合はその部分を調整して算定する。 なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p>
5. 4. 2 別敷地工事の 一括発注における現場管理費	<p>敷地が異なる工事を一括して発注する場合の現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率を用い、をそれぞれの敷地の工事ごとに算定し、その額の合計とする。 なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p>
5. 4. 3 別敷地工事の 一括発注における一般管理費等	<p>敷地が異なる工事を一括して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対応する一般管理費等率により算定する。</p>

第6章 その他の事項

第1節 数値基準

6. 1. 1 内訳書計上金額

内訳書計上金額についての数値基準は次のとおりとする。

1	工事価格（種目の合計）		
	(1) 300,000円以上	10,000円未満切捨て	10,000円止め
	(2) 300,000円未満	1,000円未満切捨て	1,000円止め
2	共通費		
	全て	1円未満切捨て	1円止め
3	種目（科目の合計）		
	全て		端数処理を行わない
4	科目（細目の合計）		
	全て		端数処理を行わない
5	細目		
	(1) 単価×数量で算出される金額	1円未満切捨て	1円止め
	(2) 一式計上金額		
	(イ) 共通費の算定に係るもの	1円未満切捨て	1円止め
	(ロ) 共通費の算定以外に係るもの		
	100,000円以上	1,000円未満切捨て	1,000円止め
	100,000円未満	100円未満切捨て	100円止め
6	単価（複合単価を含む単価）		
	(1) 10,000円以上	100円未満切捨て	100円止め
	(2) 10円以上 10,000円未満	10円未満切捨て	10円止め
	(3) 10円未満	1円未満切捨て	1円止め

第2節 既済部払い

6. 2. 1 既済部払いの積算

既済部払いの積算については、平成11年9月3日付建第121号「既済部分内訳書の作成方法について」により行うものとする。

第3節 工事の一時中止に伴う増加費用等の算定について

6. 3. 1 増加費用等の算定

工事を一時中止した場合の増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画書（以下、「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

- 1 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「現場維持等に要する費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算した費用とする。
- 2 中止期間中の現場維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。
- 3 中止期間中の現場維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがあある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- 4 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- 5 一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対応する一般管理費等率とする。

なお、設計変更においても同様とする。

附則

1. この基準は平成12年4月1日から適用する。
2. 建築工事積算基準（平成9年7月1日）は廃止する。
3. この基準は平成24年4月1日から適用する。
4. この基準は平成25年4月1日から適用する。
5. この基準は平成26年4月1日から適用する。
6. この基準は平成27年4月1日から適用する。
7. この基準は平成29年2月10日から適用する。
8. この基準は平成29年4月1日から適用する。
9. この基準は平成31年4月1日から適用する。
10. この基準は令和3年4月1日から適用する。

別表－1 その他工事

その他工事に該当する工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な室内装飾品（家具、書架及び実験台の類）工事 ・造園工事 ・舗装工事 ・取り壊し工事 ・電波障害防除設備工事 ・さく井設備工事 ・その他通常の建物本体建築工事・建物本体電気設備工事・建物本体機械設備工事に含まれないと判断される工事 	

別表－2 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式 $K_r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－3 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式 $K_r = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－４ 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
算定式 $Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－５ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
算定式 $Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月） 注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－６ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月） 注1．本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2．Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－7 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$
算定式 $K_r = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円）とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う T ：工期（か月） 注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－8 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1 千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	
算定式 $K_r = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、 K_r ：共通仮設費率（%） P ：直接工事費（千円） 注 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. K_r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－9 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1 千万円以下	1 千万円を超える
	上限	20.13%	$75.97 \times N_p^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times N_p^{-0.1442}$
算定式 $J_o = 151.08 \times N_p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、1 千万円以下の場合は、1 千万円として扱う T ：工期（か月） 注 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2. J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－10 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	26.86%	$184.58 \times Np^{-0.2263}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	12.70%	$87.29 \times Np^{-0.2263}$
算定式 $J_o = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－11 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	38.60%	$263.03 \times Np^{-0.2253}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	22.91%	$156.07 \times Np^{-0.2253}$
算定式 $J_o = 351.48 \times Np^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－12 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	50.37%	$530.68 \times Np^{-0.2941}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.67%	$186.18 \times Np^{-0.2941}$
算定式 $J_o = 658.42 \times Np^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T ：工期（か月） 注1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注2． J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－1 3 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
	上限	31. 23%	$165. 22 \times Np^{-0. 1956}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17. 14%	$90. 67 \times Np^{-0. 1956}$
算定式 $J_o = 152. 72 \times Np^{-0. 3085} \times T^{0. 4222}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円）とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う T ：工期（か月） 注 1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2． J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－1 4 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
	上限	42. 07%	$467. 95 \times Np^{-0. 3009}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	15. 25%	$169. 65 \times Np^{-0. 3009}$
算定式 $J_o = 825. 85 \times Np^{-0. 5122} \times T^{0. 6648}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円）とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う T ：工期（か月） 注 1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2． J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－1 5 現場管理費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1 千万円以下	1 千万円を超え 5 億円以下	5 億円を超える
現場管理費率	3. 98%	現場管理費率算定式により算定された率	
算定式 $J_o = 15. 10 \times Np^{-0. 1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） Np ：純工事費（千円） 注 1．本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 注 2． J_o の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－17 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－18 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			